

平成25年6月5日

各位

会社名 株式会社シスウェーブホールディングス
代表者名 代表取締役社長 宮嶋 淳
(JASDAQコード: 6636)
問合せ先 取締役 浦西 賢一
電話 044-738-2470

ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て） に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり資金の調達を目的として、当社以外の全株主を対象としたライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本件」といいます。本件における資金調達方法を、以下「本資金調達方法」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、ライツ・オファリングとは、新株予約権を、当社を除く全ての株主に対し、その保有する株式数に応じて無償で割り当て、その行使に応じて資金を調達する手法です。本件では、株主の皆様へ割り当てられた新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）が株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）に上場する予定であることから、本新株予約権の行使を希望しない株主の方は、本新株予約権を市場等で売却する機会を得ることとなります。一方で、一定の期日までに何れの手続きも実施されない場合におきましては、本新株予約権は失権し、その行使又は売却の何れも行うことができなくなります。従いまして、当社といたしましては、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様には、①本新株予約権を行使して当社普通株式を取得するか、又は②本新株予約権を売却して売却代金を得るかの何れかを選択していただきたいと考えております。

本新株予約権に係る手続きにつきましては、本書面及び本日公表しております「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）（<http://www.syswave-hd.jp/ir>）」をご参照いただき、本件の内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権に係るご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、当社は、当社の株主の皆様及び一般の投資家の皆様向けに、本件のお手続きに関する専用のお問合せ先を設けております。まずは、別紙Q&Aをご参照いただき、ご不明点や疑問点等がございましたら下記までお問い合わせください。

本件のお手続きに関する専用のお問合せ先

0570-097330

(土・日・祝日を除く平日9:00~18:00)

記

1. 本件の目的等

(1) 資金調達の目的

① バイオ燃料事業の立ち上げの経緯と現状

(a) バイオ燃料事業の立ち上げ

当社グループは、平成 24 年 4 月 1 日より持株会社体制へ移行し、テストソリューション事業・組込ソリューション事業という従来の中核事業領域の体制強化・拡大とともに、新たな収益事業領域の拡大を経営方針としております。これらの経営方針を具現化するため、持株会社化によるグループ企業戦略策定機能と事業執行機能の分離による経営のスピード化、経営資源の最適配分、強固な経営組織の構築、新規事業の立ち上げなどの迅速な意思決定、M&A等を活用した経営規模の水平的な拡大などを経営課題と位置づけております。

かかる経営方針のもと、平成 25 年 3 月期におきましては、従来の中核事業領域の体制強化・拡大の一環として、株式会社上武から当社 100%子会社へのシステム開発事業等の事業譲受けや、当社と株式会社リアルビジョンとの資本・業務提携関係の強化等により、ソフトウェア・ソリューション・ビジネスの事業再編を行いました。

また、新たな事業として、インドネシア共和国（以下「インドネシア」といいます。）においてスーパーソルガム（ソルガムという穀物の種子から搾汁後の糖液を用いたエタノール製造を目的として品種改良を行い、その収穫量及び搾汁糖度を高めたソルガムのこと。以下同じ。）から生成されるソルガム糖液やバイオエタノールを活用したバイオ燃料事業を開始しております。

(b) スーパーソルガムを利用したバイオ燃料事業への参入

インドネシア国内の報道によれば同国では、国内の石油製品の価格を低く抑えるために燃料補助金を出していますが、その総額はインドネシアの国家予算の 3 分の 1 を上回る、年 300 兆ルピア（日本円：約 3 兆円）を超える金額となっており、政府の財政を大きく圧迫しています。インドネシア国営の科学技術の研究組織であるインドネシア科学院（Indonesian Institute of Sciences（LIPI）。以下「LIPI」といいます。）の当社に対する資料によれば、これらの削減を目的として、2009 年以降、政府が運輸・産業及び発電におけるバイオ燃料使用方針を示したこと等によってバイオ燃料産業は成長しているものの、バイオエタノールは不足していることから、同国政府では、バイオエタノールの生産への投資を奨励している状況にあります。また、LIPI の当社に対する資料によれば、2025 年までにインドネシアのエネルギー消費の 8.9%をバイオマスエネルギーへ転換する方針を打ち出しております。

このような状況で、バイオ燃料の普及を目指すインドネシア政府の意向を受けた LIPI は、平成 24 年 4 月頃、その人事交流先である京都大学を通じて親交があり、エネルギー用植物の作出やバイオエタノールの製造販売等を行っていた株式会社日本ソルガム（以下「日本ソルガム」といいます。）に対して、日本の技術力をインドネシアの経済発展に生かす形で、スーパーソルガムを活用した新規事業スキームに関して日本側から提案することを要請しました。当時、日本ソルガムはスーパーソルガムの単位面積当たりの収穫量の多さ、成長の早さ、環境への適応能力、糖組成のユニークさなどの農作物としての特性にいち早く着目し事業化へ取り組んでいました。さらに、東日本大震災後の福島で、スーパーソルガムを活用した農業復興支援のサポートなどを行う中で、スーパーソルガム栽培に関するノウハウを獲得しており、また農場運営支援業務も行ってまいりました。

平成 24 年 4 月に当社執行役員に就任した宮嶋淳（同年 6 月に当社代表取締役社長）は、当時当社の代表取締役社長であった長岡利明から新たな収益事業領域の拡大を託されており、前職で取り組んでいた排出権取引等の経験からソルガム種子の活用に関する知見があり、日本ソルガムの技術顧問と

当社取締役（新規事業開拓担当）の池畑勝治とは知人でした。これらを背景として、当社は、上記 LIPI から提案の要請を受けた日本ソルガムから、同社と当社とで LIPI に共同で提案を行う旨の打診を受けました。そして、当社と日本ソルガムの両社で、LIPI の提案内容の検討を行った結果、当社の情報系技術と日本ソルガムのバイオ燃料技術を重ねることでインドネシアにおける新たな事業の可能性が広がるとの考えに至り、当社と日本ソルガムから LIPI に対し、インドネシアにおけるバイオ燃料を活用した再生可能エネルギーと IT を用いたスマートシティ（Smart City）構想を提案するに至りました。かかる提案に対し、LIPI からは、インドネシア政府の再生可能エネルギー方針と合致していること等から、当社と日本ソルガムの提案に評価を受け、平成 24 年 7 月 6 日付で、LIPI、日本ソルガム及び当社との間でスマートシティ構想に関する覚書（MOU）を締結しました。これと並行して、日本側では、当社は、平成 24 年 7 月 3 日付で、日本ソルガムとの間で、インドネシアにおけるスーパーソルガムの栽培・販売、再生エネルギーを用いた都市開発事業・IT インフラ等に関する基本業務提携契約を締結し、当社子会社である株式会社シスウェブトレーディング（以下「シスウェブトレーディング」といいます。）は、平成 24 年 6 月 29 日付で、日本ソルガムとの間で、日本ソルガムがシスウェブトレーディングに対してインドネシアにおけるスーパーソルガムの種子の独占販売権を供与する旨の基本業務提携契約を締結しました。こうして、当社、LIPI 及び日本ソルガムによるスーパーソルガムの活用に関する協働が始まりました。その後、平成 24 年 9 月より、LIPI 研究施設内にてスーパーソルガムを活用したバイオ燃料に関する共同研究を開始し、インドネシアの首都ジャカルタの南部に位置するチビノン所在の LIPI の研究施設その他インドネシア国内 3 圃場において、スーパーソルガムの栽培・育成に関する実証実験を行って参りました。

(c) スーパーソルガムの商用化に向けた展開

当社は、LIPI より紹介された株式会社ヌサンタラプランテーション研究所（以下「RPN」といいます。RPN は、インドネシアで創設から 100 年以上の歴史を有するインドネシア国営農園研究所が株式会社化し、インドネシア国内での種子の開発・流通から大規模農場のオペレーションの機能・実績を有する組織であり、傘下にバイオテクノロジー研究所と 5 つの農作物研究所を所有し、バイオテクノロジーの研究を実施しています。）に対して、LIPI を通じてスーパーソルガムに関する研究データ（収量の多さ、発育の早さ等）を提供したところ、これに着目した RPN から、当社及び日本ソルガムに対し協業の可能性の打診があり、インドネシアにおけるスーパーソルガムの栽培及びビジネス展開に係る覚書を、当社、LIPI 及び RPN との間で平成 24 年 11 月 7 日に締結しました。当該覚書締結以前から開始していた当社と LIPI との共同研究による実証実験の結果、スーパーソルガムは、サトウキビなどの現状のバイオマスに比べ、単位面積当たりの収量が 3～4 倍の性能を示し、エタノール換算でも現状のバイオマスが 1 ヘクタール当たり年間 6,000～7,000 リットルが上限であるのに対し、20,000～25,000 リットルの収量予想が示されました。これにより、スーパーソルガムを使用することで効率的な原材料の調達が行えることやエタノールプラントの稼働率の向上が見込まれることから、スーパーソルガムを原料とするソルガム糖液やバイオエタノールに価格優位性が認められるものと当社としては判断し、当社グループのインドネシアにおけるバイオ燃料事業の可能性が前進したことから、当社、LIPI 及び RPN との間で平成 25 年 3 月 20 日付でバイオ燃料の共同ビジネス展開に関する基本合意契約を締結しました。かかる基本合意契約の締結により、当社は、インドネシアにおけるスーパーソルガムの大規模商用生産及び事業化に向けた取り組みとしてインドネシア国内で商用化に向けた試験栽培を行う準備を開始しております（なお、当社は、平成 24 年 11 月 5 日に株式会社シスウェブホールディングス第 1 回新株予約権の発行及び行使による差引手取金額 136,508,000 円のうち、インドネシアでの当社グループによるスーパーソルガムの種子の販売、ソルガム糖液・バ

イオエタノール等の事業を統括するための当社完全子会社設立費用に 40,000,000 円を平成 25 年 7 月頃に、当社によるスーパーソルガムの種子の購入費用等に 71,508,000 円を平成 25 年 12 月頃に、それぞれに充当する予定です。)

(d) スーパーソルガムを活用したバイオ燃料事業の事業化（中期経営計画）

当社は、上記の経営方針のもと、当社グループの中核事業領域の体制強化・拡大とともに、新たな収益事業領域の拡大に取り組んで参りましたが、今後は、かかる取り組みを一層推し進め、新たな成長シナリオを明確化し実行することが、持株会社化後の当社グループの企業価値の向上に資すると考えました。そこで、当社は、上記のとおり実証実験の結果、インドネシアにおけるスーパーソルガムの高い収量性が示されたことや他の国・地域におけるバイオエタノールや糖液の原料となるとうもろこし等の食物とスーパーソルガムの収量性に関する当社の有するデータ等との比較を踏まえ、インドネシアにおいて事業化が可能であると判断したことから、平成 25 年 3 月 29 日に公表した中期経営計画（SWアクションプラン 2014-2016）において、上記のインドネシアにおけるスーパーソルガムを活用したバイオ燃料事業を新たな収益基盤の柱に据えることといたしました。

② インドネシアにおける今後の事業展開

(a) ジョイントベンチャー契約の締結

バイオ燃料事業の一環として、当社は、当社のインドネシア事業におけるパートナーであり、LIPI のバイオマスイエネジーの責任者であり LIPI のイノベーションセンター長である Director Prof. Dr. バンバン・スビアント氏から同氏と親交があったインドネシアの株式会社サミラナ・スーリヤ・セメスタ（PT. Samirana Surya Semesta。以下「サミラナ」といいます。）の紹介を受けました。サミラナは、高い生産性を持った種子の研究・開発、糖度の高いソルガムの栽培、バイオエタノールの生産及び販売等を行うインドネシアのジャカルタに本社を置く会社であり、インドネシアにおいて約 3,000 ヘクタールの農地を確保し、独自の糖度の高いソルガムを活用したバイオエタノールプラントの建設を目指して、ソルガムの試験栽培を行っており、最大規模で 10,000 ヘクタールの農地の権利を獲得しています。そこで、当社は、平成 25 年 4 月 5 日付にて、サミラナ及び LIPI と、インドネシアにおけるスーパーソルガムを活用したバイオエタノールプラントの事業化に関して基本合意契約を締結しました。そして、当該基本合意契約に基づき当社は、平成 25 年 5 月 17 日付で、サミラナとの間で、インドネシアにおけるスーパーソルガムを活用した大規模ソルガム農場の構築、ソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラントの建設・運営、ソルガム農場における収穫物を活用したソルガム糖液シロップの生産・販売、バイオエタノール燃料の生産・販売、バガス（残渣物）の販売並びに派生製品の活用方法の検討（以下「本件事業」という。）を行うためのジョイントベンチャーとして PT. Samirana Kisma Tirta（以下「本件 J V」といいます。）の設立及び運営に関し、ジョイントベンチャー契約（以下「本件 J V 契約」といいます。）を締結いたしました。本件 J V においては、当社とサミラナは、それぞれ以下の役割を担う予定です。

当 社：当社によるスーパーソルガムの種子の供給・日本ソルガムを通じたスーパーソルガムの栽培に関する技術指導・当社による本件 J V による日本での資金調達のサポート・当社によるソルガム糖液シロップ及びバイオエタノールの販売先の確保。

サミラナ：インドネシア国内でのソルガム農場の実施場所の選定及び確保・ソルガム農場における農民の確保及びマネージメント・本件プロジェクトに関するインドネシアにおける法律、税務及び行政上の対応・本件 J V によるインドネシアでの資金調達のサポート・ソルガム糖液シロップ及びバイオエタノールの販売先の確保。

本日現在における本件 J V の概要は以下のとおりです。

- ・ 名称 : PT. Samirana Kisma Tirta (予定)
- ・ 所在 : インドネシア
- ・ 設立時期 : 平成 25 年 10 月～12 月
- ・ 代表者 : サミラナの指名する者
- ・ 役員構成 : 全部で 4 名 (サミラナの指名する者 2 名、当社の指名する者 2 名)
- ・ 当初資本金 : 360 億ルピア (約 3 億 60 百万円相当)

なお、本件 J V に対する当社の出資比率は 30%であるため、本件 J V が設立された後には、当社の関連会社となる見込みです。

(b) ジョイントベンチャーにおける計画の内容と投資総額

当社及びサミラナは、それぞれ 30%及び 70%を出資して本件 J V を組成します。本件 J V は、インドネシアでソルガム農場を構築し、日本の大手プラントメーカーによる設計・監督の下、ソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラントを建設し、平成 27 年前半にはソルガム糖液シロップ生産・販売を開始し、平成 28 年中にはバイオエタノールの生産・販売を開始する予定です (本件 J V の設立及び運営、並びに本件 J V による本件事業を総称して、以下「本件プロジェクト」といいます。)

本件プロジェクトに係る投資者 (当社及びサミラナを含みます。以下同様とします。) による本件 J V への最終的な投資額の総額は、今後 3 年間で最大で約 88 億円程度 (スーパーソルガムの種子の購入代金に 5 億円～7 億円、本件 J V 運転資金 12 億円～21 億円、本件 J V によるソルガム糖液プラント建設費用 40 億円～34 億円、バイオエタノールプラント建設費用 30 億円～26 億円) に達する見込みです。そのうち、約 70 億円 (今後 3 年間で必要となる本件 J V 運転資金及び本件 J V によるプラント建設費用) については、本件 J V 又はサミラナ若しくは当社による借入並びにサミラナ及び当社による本件 J V に対する出資又は貸付により拠出する予定です。かかる約 70 億円のうち本件 J V に対する当社の出資比率 30%を乗じた約 21 億円が当社負担分となります。かかる当社負担分のうち、下記「4. 調達する資金の額及び資金の用途等 (2) 調達資金の用途」に記載のとおり、本新株予約権の行使による調達される資金の一部である 9.7 億円を本件 J V 運転資金 (平成 25 年度及び平成 26 年度分) 並びに本件 J V によるソルガム糖液プラント及びバイオエタノールプラントの建設費用の一部に充当し、当社負担分の残部は本件 J V 又は当社による金融機関からの借入れ等によって調達予定です。従って、本新株予約権の行使比率が 100%未満となった場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少することから、差引手取概算額によっては、本件 J V 又は当社による借入金の額が増加する可能性があります。

(c) 本件プロジェクトに係る今後のスケジュールの概要

- (i) 本件 J V 契約締結後速やかに、本件 J V の設立 (平成 25 年 10 月～12 月) 及びソルガム農場の実施場所の確保
- (ii) 平成 25 年 11 月頃、バイオエタノールプラント及びソルガム糖液プラントの竣工後にプラントを円滑に運営し、バイオエタノール及びソルガム糖液を試験生産から商業生産に速やかに移行するために、ソルガム農場におけるスーパーソルガムの大規模栽培開始
- (iii) 平成 25 年末までに、ソルガム農場並びにバイオエタノールプラント及びソルガム糖液プラントに関する設計を完了
- (iv) 上記 (ii) の栽培開始から 1 年後 (平成 26 年末)、商業用ソルガムプランテーションでの栽

- 培開始。その後6ヶ月以内を目処に、ソルガム糖液プラントでのソルガム糖液の生産開始
- (v) 上記(i)の栽培開始から1年から2年後(平成26年末から平成27年末)を目処に、バイオエタノールプラント竣工。また、試験運転を経てバイオエタノールの出荷開始

(d) 本件プロジェクトの収益性

上記(c)(i)のとおり、本件JVにおけるソルガム農場の実施場所の確保のため、現在農地の選定を行っておりますが、当該ソルガム農場におけるスーパーソルガムの栽培規模は約3,000ヘクタール、栽培量は年間100万トンを超えると想定しています。

また、上記(c)(v)のバイオエタノールプラントにおけるバイオエタノールの年間生産量は40,000キロリットル~50,000キロリットル規模になると想定しておりますが、これらは想定されるインドネシア国内でのバイオエタノール需要の1%にも満たない数量になります。インドネシア国内では、インドネシア国営石油会社がインドネシアのガソリン及びバイオ燃料の流通の大部分を取り扱っておりますが、本年に入り、インドネシア国内の報道によれば、バイオ燃料を積極的に取り扱う方針を打ち出しております。当社の調査によれば、フィリピン等のアジア圏では燃料としてのバイオエタノールの需要があります。これらに対して本件JVのバイオエタノールの販売先としての可能性を見込んでおります。

さらに、上記のとおりインドネシア国営の研究組織であるLIPIとの共同研究による実証実験の結果として収穫量及びエタノール換算量において現状のバイオマスと比較してスーパーソルガムが優れていること、LIPIの当社に対する資料を踏まえると当社として人口増加及び経済成長等によりインドネシアにおけるソルガム糖液シロップ及びバイオエタノールの需要・市場規模は拡大することが見込まれるものと判断していること並びに上記のとおりインドネシア政府としてもバイオ燃料の使用を促進する政策をおこなっていることから、本件JVによるソルガム糖液シロップやバイオエタノールを取り扱うインドネシア国営石油会社等に対する売上げ(取引についての協議を開始しておりますが、販売価格・数量等については今後協議予定です。)を見込んでおります。

本件JVは、事業運営に必要な許認可等を取得して事業を開始することとなり、本件JVによるバイオ燃料事業に係る事業収支としては、平成27年3月期に見込まれるソルガム糖液の出荷開始後は、平成29年3月期において、ソルガム糖液シロップ及びバイオエタノール等の売上を年間約38億円、年間の費用を約25億円と見込んでおり、本件プロジェクトに関する投資回収期間は5年程度と見込んでおり、当社の関連会社としてその損益の30%が当社グループの損益に反映することが見込まれます。これらにより本プロジェクトは収益力のある事業と考えております。

(e) 日本ソルガムの買収

(i) 当社グループと日本ソルガムのインドネシア事業における協働と買収に至る経緯

当社は、上記①(b)のとおり、当社のインドネシアにおけるバイオ燃料事業の立ち上げ期から、日本ソルガムとの間で、インドネシアにおけるスーパーソルガム種子を活用したバイオ燃料事業を進めるために協働してまいりました。

具体的には、エネルギー用植物の作出やバイオエタノールの製造販売等を行っていた日本ソルガムは、当社グループに対してスーパーソルガムの栽培等に関する実務的なノウハウ等を供与し、また、当社子会社であるシスウェーブトレーディングは、日本ソルガムとの間で締結されたインドネシアにおけるスーパーソルガムの種子の独占販売権を供与する旨の基本業務提携契約に基づき、スーパーソルガムの種子を購入し、シスウェーブトレーディングと日本ソルガムは、インドネシアにおいて、本プロジェクト向けのスーパーソルガムの種子の販売を行い、それに止まらず、

RPN 向けの大規模栽培用種子の販売や、インドネシア国内の他の事業会社向けの種子の販売など、今後の販売などの拡大に向けた積極的な営業活動を行っております。

また、日本ソルガムでは、安定的にスーパーソルガムの種子を調達するために、日本国内外から原料となる種子を購入し、当該種子を日本国内外で日本ソルガムの指導のもと栽培することにより、スーパーソルガムの種子を生産しております。

このような状況において、今後更に、日本ソルガムと当社グループとが協業を進めることにより、両社によるスーパーソルガムの種子関連業務として、種子製造圃場の管理、種子の製造、農地への適切な種子の選定・確保、大規模農場でのスーパーソルガムの栽培支援等に事業領域を拡大し、更なるビジネス機会を創出するとともに、スーパーソルガムの種子の生産及び栽培ノウハウを有する日本ソルガムを当社グループに取り込むことにより、当社グループとしてのスーパーソルガムを活用したバイオ燃料事業の競争優勢の確保、安定的な運営が行えると考えております。

そこで、当社は、本件プロジェクトの展開の一環として、将来的にインドネシア以外においてもスーパーソルガム種子の販売を拡大し、スーパーソルガムの栽培に関するノウハウ及び今後のスーパーソルガム種子の販売拡大により見込まれる日本ソルガムによる収益を当社グループ内に取り込むことによりバイオ燃料事業の収益力の強化を図るべく、当社は、平成 25 年 6 月 5 日付で、日本ソルガムの株式の 100%を保有する Marvel Seeds Pte. Ltd.（本店所在地：24 RAFFLES PLACE #25-04 CLIFFORD CENTRE SINGAPORE、代表者役職・氏名：代表取締役 CHONG KOH WAN、当該会社と当社との関係：資本関係・取引関係・人的関係はありません。以下「Marvel Seeds」といいます。）との間で、日本ソルガムの全発行済株式（1,000 株）を取得することについて合意いたしました。当社による株式取得は、平成 25 年 8 月 20 日を予定しており、平成 26 年 3 月期第 2 四半期連結会計期間から日本ソルガムは連結子会社となる予定です。その後、種子販売事業については、シスウェーブトレーディングとの事業統合を行う予定です。

なお、当社は、Marvel Seeds の役員（secretary）は、当社主要株主（平成 25 年 6 月 5 日現在）である Greenfields Holding Limited（以下「GFH 社」といいます。）の代表者と同一人物であり、Marvel Seeds の 100%株主である Marvel Investments Limited の本店所在地は、GFH 社の本店所在地と同一であると確認しております。日本ソルガムの株式取得は当社の意向によるものであること、当社が口頭により確認したところによれば、Marvel Investments Limited と GFH 社との間には資本関係はないものと聞いており、また、当社代表取締役社長宮嶋は、平成 24 年 9 月 27 日の時点においても日本ソルガムの株主であった Marvel Seeds の代表者に対して当社による日本ソルガム株式の取得を持ち掛けており、かつ、当社は GFH 社から日本ソルガム株式の取得を持ち掛けられたことはないことから、当社による日本ソルガム株式の取得は、GFH 社の意向とは関係なく行われるものであります。

(ii) 日本ソルガムの概要

① 商号	株式会社日本ソルガム
② 本店の所在地	東京都港区赤坂二丁目 13 番 5 号赤坂會館ビル 5 階
③ 代表者の氏名	代表取締役社長 川本 幸夫
④ 資本金の額	50 百万円
⑤ 純資産の額	△78 百万円
⑥ 総資産の額	145 百万円

⑦ 事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー用植物の作出、増殖及び販売 ・ エネルギー用植物のポテンシャル評価、選抜、品種改良、増殖及び販売並びにこれらに関わる試験の受託 ・ バイオエタノールの製造及び販売 ・ バイオディーゼルフェューエル原料の輸入、精製及び販売 なお、平成 25 年 5 月末日における従業員数は、6 名です。	
⑧ 日本ソルガムの最近 2 年間（注）に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益		
決算期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
売上高	—	3 百万円
営業損失（△）	△14 百万円	△114 百万円
経常損失（△）	△14 百万円	△114 百万円
当期純損失（△）	△14 百万円	△114 百万円
⑨ 当社と日本ソルガムとの間の資本関係、人的関係及び取引関係	資本関係	当社と日本ソルガムとの間には、記載すべき資本関係はありません。
	人的関係	当社と日本ソルガムとの間には、記載すべき人的関係はありません。
	取引関係	平成 24 年 7 月 3 日付でインドネシアにおけるスーパーソルガムの栽培・販売、再生エネルギーを用いた都市開発事業・IT インフラ等に関する基本業務提携契約を締結しております。当社子会社であるシスウェブトレーディングスとの間で、平成 24 年 6 月 29 日付で、日本ソルガムがシスウェブトレーディングに対してインドネシアにおけるスーパーソルガムの種子の独占販売権を供与する旨の基本業務提携契約を締結し、スーパーソルガム種子の販売を行っております。

（注）日本ソルガムは平成 23 年 9 月 15 日に設立されており、平成 24 年 3 月期が第 1 事業年度であるため、最近 2 事業年度の売上高等を記載しております。

（iii）取得価額とその算定根拠

日本ソルガムの全発行済株式（1,000 株）であり、取得価額 5 億円です。

当社は、上記（i）のとおり、スーパーソルガムの栽培に関するノウハウ等を有する日本ソルガムに関し、本件プロジェクト向けのスーパーソルガム種子の販売のほか RPN 等のインドネシア国内の他の事業会社向けの種子の販売により 2 年後において 10,000ha 相当のスーパーソルガム種子の販売を前提とした日本ソルガムの作成の事業計画による日本ソルガムの売上高 4.5 億円、営業利益 1.5 億円をそれぞれ評価し、日本ソルガムが当社グループに加わることによる当社グループのバイオ燃料事業における収益力の強化といった当社グループと日本ソルガムとのシナジー効果や超過収益力があるものと考えました。その上で、取得価額の検討に際しては、当社は、その公正性及び妥当性を確保するため、当社、日本ソルガム及び Marvel Seeds から独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に対し日本ソルガムの株式価値の算定を依頼いたしました。算定書によれば、非上場の未公開会社の株式価値の算定方法については、純資産価額方式、配当還元方式、類似会社比較方式及び DCF 方式が考えられるところ、日本ソルガムは事業継続を前提としていることから継続企業としての営業権、収益性並びに成長性等を反映できない純資産価額方式は適切ではないこと、日本ソルガムは平成 24 年 3 月期に配当実績がないため配当還元方式は適切ではないこと、及び日本ソルガムの類似会社の選定は困難であるため

類似会社比較方式は適切ではない一方、当社グループにおいて事業継続を前提としている日本ソルガムについては収益性及び将来性等に着目した DCF 方式を採用することが適切であることから、DCF 方式を採用し、その結果、日本ソルガムの株式価値は約 4.6 億円から約 5.7 億円という評価がされました。

このように、当社は、日本ソルガムに対する評価や株式価値の算定結果を踏まえ、当社と Marvel Seeds との協議の結果、取得価額を決定しております。

上記に関し、平成 25 年 6 月 5 日公表の「子会社の異動（株式の取得）に関するお知らせ」もご参照ください。

当社としましては、本新株予約権無償割当てによって調達した資金を、収益性及び将来性が高いと見込まれるバイオ燃料事業の一環である、下記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等（2）調達資金の使途」に記載の本件 J V への投資と日本ソルガムの買収に充当し、かかるバイオ燃料事業を当社グループの新たな収益基盤の柱として据え、これを展開していくことが、当社グループの企業価値の向上に資すると考えております。

（2）本資金調達方法を選択した理由

当社は、本資金調達方法の決定に際し、当社の財務状況、当社株式の株価の推移及び流動性、既存株主の皆様に対する影響、資金調達の確実性という観点から、本資金調達方法と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、本資金調達方法は、既存株主の皆様に対する希薄化の影響に配慮しつつ、当社が必要とする事業用資金を調達できることから、現時点の当社における資金調達方法として最も合理的と考えられるものとして選択いたしました。

- ① 事業化して間もないバイオ燃料事業における本件プロジェクトに係る資金の調達について、金融機関からの借入れのみに依存することは財務状況の悪化を招く可能性があるため、負債性資金による調達よりも資本性資金による調達が望ましいと判断するに至りました。
- ② 公募増資は、当社の株価水準、株式流動性及び時価総額等に鑑みれば、当社普通株式を引き受ける証券会社が存在するとは考えにくく、現時点においては資金調達手法として選択することは現実的ではないと考えております。
- ③ 第三者割当増資は、（i）特定の第三者にのみ割り当てることになることから、広く既存株主の皆様には株式等の取得の機会を提供することができないこと、及び、（ii）本件において調達を予定する資金の額及び当社の時価総額等に鑑みると、割当予定先以外の既存株主の皆様における株式価値の希薄化の影響が大きくなることが懸念されることから、本件プロジェクトに係る資金の調達方法の候補として、必ずしも望ましい手法ではないと判断するに至りました。一方で、本資金調達方法は、当社以外の全ての既存株主の皆様、その保有する株式数に応じて新株予約権を割り当てるものであることから、新株予約権の割り当て時点においては株式価値の希薄化の影響を既存株主の皆様に対して与えることはございません。また、割り当て後においても、本資金調達方法が新株予約権を上場させるものであることから、本新株予約権の行使を希望されない株主様は、本新株予約権を市場等で売却することにより、結果的には新株予約権の行使を希望されない既存株主の皆様、株式価値の希薄化に伴う影響を低減できる選択肢を提供した上で、資金調達ができるものと認識しております。
- ④ 新株予約権を上場させない非上場型の株主割当増資は、株主の皆様が新株予約権を売却する機会が乏しく、結果的には新株予約権を行使されない既存株主の皆様における株式価値の希薄化に伴う影

響を回避する選択肢が限定的になります。一方で、本資金調達方法は、既存株主の皆様が本新株予約権を市場等で売却する機会が与えられます。

- ⑤ コミットメント型ライツ・オファリング（特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引き受けた上でそれらを行使することを定めた契約を締結する、ライツ・オファリングのスキームの一形態）は、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初想定していた額に到達しないこととなるリスクを低減できるという利点がありますが、上述の公募増資と同様に、現在の当社の株価水準、株式流動性及び時価総額等に鑑みれば、当社普通株式を引き受ける証券会社が存在するとは考えにくく、現時点においては資金調達手法として選択することは現実的ではないと考えております。

以上のことから、当社といたしましては、本資金調達方法こそが、当社グループの目的を達成しつつ、かつ、株主の皆様の利益保護に十分配慮した現時点における最善の資金調達方法であると考えております。

なお、本資金調達方法は新株予約権の権利行使期間内において行使されなかった新株予約権が失権（消滅）するものとなっております。この点、株主の皆様におきましては、ご注意いただきたいと存じます。

2. ライツ・オファリングの内容

(1) 無償割当ての方法

平成25年6月14日（金）を株主確定日とし、当該株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対して、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で、株式会社シスウェーブホールディングス第2回新株予約権を、新株予約権無償割当て（会社法第277条）の方法により割当てます。

(2) 本新株予約権の内容等

①新株予約権の名称	株式会社シスウェーブホールディングス 第2回新株予約権
②新株予約権の目的となる株式の種類及び数	本新株予約権1個当たり、当社普通株式2株
③新株予約権の総数	355,274個 ※株主確定日における当社の発行済株式総数から、同日において当社が保有する当社普通株式（以下「自己株式」といいます。）の数を控除した数
④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）	本新株予約権1個につき5,000円 ※本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額（以下「行使価額」といいます。）は2,500円となります。

⑤新株予約権の行使によって株式を発行する場合における資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額 イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記イ)記載の資本金等増加限度額から上記イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
⑥新株予約権の権利行使期間	平成25年7月18日(木)から 平成25年8月14日(水)まで(予定)
⑦新株予約権の株主様の行使条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
⑧新株予約権の当社の取得事由	本新株予約権の取得事由の定めはありません。
⑨新株予約権の行使請求の方法	イ) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関(当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいいます。以下同様。)に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行います。 ロ) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができません。 ハ) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する事項の通知が行使請求受付場所に到達し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。
⑩外国居住株主による本新株予約権の行使について	本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日(ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とします。)の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ、当該事項を当社が確認した旨の通知を、直近上位機関から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされます。
⑪その他投資判断上重要又は必要な事項	イ) 当社は、本新株予約権の権利行使を受けた場合、その目的たる普通株式を新規に発行した上で交付いたします(自己株式による交付は予定しておりません。) ロ) 本書面及び平成25年6月5日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書(訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。)(URL: http://info.edinet-fsa.go.jp/)を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任においてご判断ください(なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておりません。)

3. ライツ・オファリングの日程(予定)

日程	内容
平成25年6月5日(水)	取締役会決議 有価証券届出書提出

平成25年 6 月13日 (木)	有価証券届出書による届出の効力発生日 (予定)
平成25年 6 月14日 (金)	株主確定日 ※本新株予約権の割当対象とする株主確定日
平成25年 6 月17日 (月)	本新株予約権無償割当ての効力発生日 本新株予約権上場日 (大阪証券取引所より後日発表)
平成25年 7 月 1 日 (月)	本新株予約権の株主割当通知書の送付日
平成25年 7 月18日 (木) から 平成25年 8 月14日 (水) まで	本新株予約権行使期間 ※行使請求の受付期間は、各口座管理機関において異なる場合があるため、必ず株主様又は投資家様ご自身で、各口座管理機関にご確認いただく必要があります。
平成25年 8 月 8 日 (木)	本新株予約権上場廃止日 (大阪証券取引所より後日発表予定)

4. 調達する資金の額及び資金の使途等

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

本件による資金調達額は、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であり、平成25年6月5日(水)現在の当社発行済株式総数(自己株式の数を除きます。)を基準として算出した見込み額であります。本新株予約権の行使状況により、変動いたします。以下は、本新株予約権の総数のうち、行使された本新株予約権の割合(以下「行使比率」といいます。)が100%(本新株予約権の総数355,274個が全て行使された場合)と仮定した場合の払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額を記載しております。本新株予約権の行使比率が100%未満となった場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少することから、差引手取概算額によっては、本件JV又は当社による借入金の額が増加する可能性があります。

- ① 払込金額の総額 1,776,370,000円
- ② 発行諸費用の概算額 94,400,000円
- ③ 差引手取概算額 1,681,970,000円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- 2. 発行諸費用は、フィナンシャル・アドバイザー(三田証券株式会社)への業務委託報酬6,940万円、その他諸費用(各口座管理機関への事務手数料等、弁護士報酬、登記費用等)2,500万円からなります。

(2) 調達資金の使途

本新株予約権の行使比率を100%と仮定した場合の調達資金の使途、金額及び支出予定時期については以下のとおりであります。

使途の内容	支出予定金額	支出予定時期
スーパーソルガムの種子の購入費用	1.5億円～2.1億円 (平成25年度、平成26年度及び平成27年度の購入代金がそれぞれ0.5億円～0.7億円)	平成25年10月～平成28年3月
本件JV運転資金(人件費及び土地の賃借料等)	2.7億円 (平成25年度及び平成26年度の運転資金がそれぞれ約1.35億円)	本件JV設立以後(平成25年10月～12月)～平成28年3月

本件 J V によるソルガム糖液プラント建設費用(当社負担分 5～7 億円)の一部(当社負担分の建設費用の残部は、本件 J V 又は当社による金融機関からの借入れ等によって調達予定)	4 億円	本件 J V 設立以後(平成 25 年 10 月～12 月)～平成 26 年 12 月
本件 J V によるバイオエタノールプラント建設費用(当社負担分 3～5 億円)の一部(当社負担分の建設費用の残部は、本件 J V 又は当社による金融機関からの借入れ等によって調達予定)	3 億円	平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月
株式会社日本ソルガムの株式取得の対価	5 億円	平成 25 年 8 月頃
合計	16.2 億円～16.8 億円	—

なお、当社グループの設備投資計画は、本日現在、以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月日及び 完成年月日		完成後の 生産能力
			総額	既支払 額		着手	完了	
PT. Samirana Kisma Tirta (予定)	インドネシア	ソルガム糖液プラント	5～7 億円 (当社負担分)	—	増資資金 及び借入金	平成 26 年 1 月 頃	平成 26 年 12 月 頃	60,000～ 80,000 キ ロリット ル/年間
PT. Samirana Kisma Tirta (予定)	インドネシア	バイオエタノールプラント	3～5 億円 (当社負担分)	—	増資資金 及び借入金	平成 27 年 1 月 頃	平成 27 年 12 月 頃	40,000～ 50,000 キ ロリット ル/年間

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本件により調達した資金につきましては、上記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等 (2) 調達資金の使途」に記載した資金使途に充当することを予定しており、当社グループの新たな成長の源泉となるインドネシアにおけるバイオ燃料事業を展開することによって当社の中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。従いまして、かかる資金使途は合理的であり、本件は株主の皆様の利益に資するものと考えております。

6. 発行条件の合理性

本新株予約権 1 個の行使による付与株式数については、当社普通株式 1 株につき本新株予約権 1 個を割り当てることとし、その上で、本新株予約権 1 個の行使による付与株式数と行使価額(本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における当社普通株式 1 株当たりの出資される金銭の額をいいます。以下同じ。)の決定に際しては、当社の株価動向や出来高、事業上の必要な調達資金の額、本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額、当社の株価動向を勘案した新株予約権の行使可能性

の観点から検討いたしました。

本新株予約権の発行決議日の直前の営業日の大阪証券取引所における当社普通株式の終値7,190円、当該直前営業日から遡ること1ヶ月間の大阪証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値7,776円（以下「1ヶ月平均値」といいます。）、3ヶ月間の大阪証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値5,922円（以下「3ヶ月平均値」といいます。）、6ヶ月間の大阪証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値4,968円（以下「6ヶ月平均値」といいます。）となっております。平成25年5月の当社の株価は最高値13,200円・最安値5,700円となっており、株価変動率や値幅が大きかったことから、本新株予約権の発行決議日の直前営業日や1ヶ月平均値を基準として付与株式数と行使価額を決定することは適切ではなく、また、政治・経済・市場環境が全く異なる状況における株価を含めて付与株式数や行使価額を決定することは適切ではないため6ヶ月平均値を基準として付与株式数や行使価額を決定することは適切ではありません。一方、上記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等（2）調達資金の使途」に記載のとおり、LIPI及び株式会社ヌサンタラプランテーション研究所との間でバイオ燃料の共同ビジネス展開に関する基本合意契約を締結した旨を平成25年3月22日に公表したこと、インドネシアにおけるスーパーソルガムを活用したバイオ燃料事業を新たな収益基盤の柱に据えることを内容とする中期経営計画（SWアクションプラン2014－2016）を同月29日に公表したこと等を契機として当社株価の上昇が見られることから、行使価額を決定する際の基準時価は3ヶ月平均値とすることが適切であると判断いたしました。

その上で、事業上の必要な調達資金の額は上記「4. 調達する資金の額及び資金の使途等（2）調達資金の使途」に記載のとおり16.2億円～16.8億円であること前提として、3ヶ月平均値からの行使価額の割引率と付与株式数（新株予約権1個の行使により得られる株式数を1株とする場合と2株とする場合）の組み合わせにより、本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額の複数のパターンのシミュレーションを行った上で、当社の株価動向や出来高も踏まえて、既存株主の皆様幅広く本新株予約権の行使を行っていただいた上で当社としても事業上の必要な資金を調達したいことから、本新株予約権の行使のしやすさという観点から行使価額を時価よりも相当程度割り引く一方で本新株予約権の行使による付与株式数を増やすこととし、具体的には、本新株予約権1個の行使により当社普通株式2株が交付されることとし、本新株予約権の1個の行使に際して出資される金銭の額は、5,000円（行使価額は2,500円）と決定いたしました。

このように、本件では、新株予約権1個の行使による付与株式数2株であることから、本新株予約権が全て行使された場合には710,548株が発行されることとなり、発行済株式総数が2.9倍となりますが、行使価額と付与株式数は、当社の株価動向や出来高、事業上の必要な調達資金の額、本新株予約権の全てが行使された場合における調達金額、当社の株価動向や出来高を勘案した新株予約権の行使可能性を踏まえて適切と考えて決定したものであり、バイオ燃料事業の展開による企業価値上昇の恩恵を既存株主の皆様にも幅広く享受していただけるように設定されたものとして、合理的であると判断しております。

7. 業績に与える影響

現在のところ、当社が平成25年3月29日付「中期経営計画（SWアクションプラン2014－2016）の策定に関するお知らせ」で公表した中期経営計画（本件JVを含むインドネシア事業は織り込み済み。）並びに平成25年5月16日付「平成25年3月期決算短信〔日本基準〕（連結）」で公表した平成26年3月期の連結業績予想及び1株当たりの年間配当金（予想）に、変更はございません。今後、本新株予約権の行使がなされ、当社の業績又は中期経営計画への影響が生じた場合は、速やかに開示いたします。

8. 潜在株式による希薄化情報等

平成25年6月5日（水）現在における当社の発行済株式数は372,023株であり、そのうち自己株式数は16,749株であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式数は710,548株であります。従いまして、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は191.0%となります。本新株予約権は各株主様が保有する株式数に応じて割り当てられるため（平成25年6月14日（金）において、当社株主の権利を有する株主様につきましては、平成25年7月4日（木）頃に、本新株予約権割当てに関する通知書が、各株主様が口座管理機関にご登録いただいている住所宛てに届く予定です。）、割り当てられた本新株予約権の全てを行使した株主様につきましては、当該株主様が有する普通株式に係る株式価値並びに持株比率の希薄化は生じないこととなります。なお、本新株予約権は大阪証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場等で売却することにより、当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会が得られることが期待されます。

但し、割り当てられた本新株予約権の全部又は一部につき行使を行わなかった場合、当該株式価値並びに持株比率について希薄化が生じる可能性があり、また、本新株予約権を市場等で売却されなかった場合、当該希薄化により生じる不利益の全部又は一部を補う機会を失う可能性がありますのでご注意ください。

発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成25年6月5日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	372,023	100.0%
現時点における潜在株式数	0	0.0%
現時点における自己株式数	16,749	4.5%
本新株予約権に係る潜在株式数	710,548	191.0%

※ 本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の行使が行われなかった場合には、発行される株式数は減少します。

9. 当社の大株主及びその持株比率（発行済株式総数ベース）

平成25年5月13日時点における本新株予約権の割当前及び割当後の当社の大株主及び持株比率につきましては、下記のとおりです。

割当前（平成25年5月13日現在）		割当後	
Greenfields Holdings Limited	11.0%	Greenfields Holdings Limited	11.4%
大阪証券金融株式会社	6.3%	大阪証券金融株式会社	6.5%
鈴木 博	4.5%	鈴木 博	4.7%
有限会社ソフナ	4.2%	有限会社ソフナ	4.4%
株式会社SBI証券	3.8%	株式会社SBI証券	3.9%
豊川 功得	2.1%	豊川 功得	2.1%
日本証券金融株式会社	1.6%	日本証券金融株式会社	1.7%
牧野 雄祐	1.6%	牧野 雄祐	1.7%
植村 守	1.6%	植村 守	1.7%
丸谷商事株式会社	1.4%	丸谷商事株式会社	1.4%

※ 割当後の比率は、本新株予約権が全て行使された場合の数値です。

※ 上記の他、自己株式（割当前4.5%、割当後1.5%）があります。

10. 筆頭株主の動向

当社は、当社の主要株主であり筆頭株主であるGreenfields Holdings Limitedに対して割り当てられることとなる本新株予約権の行使又は売却等に関する意向につきましては、同社が当社と事業上の関係性を有さない法人であり、有価証券届出書の提出前の勧誘行為に該当するおそれがあること等から、本件の実施に先立ってかかる意向についてのヒアリング等を行っておりませんが、同社の意向が確認でき次第、速やかに開示いたします。

11. 各株主様のお取引について

本新株予約権が割り当てられた各株主様におきましては、本新株予約権の行使による当社普通株式の取得又は大阪証券取引所等を通じた本新株予約権の売却の何れかの方法がございます。

なお、外国居住の株主様につきましては、原則として本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使は、以下（※）にございます例外的措置を除き、制限させていただくこととなります。

外国居住の株主様に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性も含め慎重に検討をいたしました。当社といたしましては、（i）外国居住株主様の行使を認めた場合に履行する必要がある特定外国の当局に対する登録等の手続きに係る費用及び時間が極めて大きな負担となる一方で、（ii）本件においては、仮に外国居住株主様の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様の皆様も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れること等を勘案すると、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。なお、当社は、中本総合法律事務所（東京都港区 弁護士 中本攻氏）より、当該制限が会社法上の株主平等の原則に抵触するものではないと解することができる旨の意見を取得しております。

※例外的措置について

本新株予約権の行使請求取次の依頼日（各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。）から7営業日前までに、当該権利行使に係る株主様（実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者）が、本新株予約権の行使に関して当該株主様に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられる者ではない旨を証する資料及び別途当社が指定する資料を当社に提供いただき、かつ当社にて当該事項が証明された旨を確認できた場合は、当該株主様につきましては、外国居住であるか否かに係わらず本新株予約権の行使を認めさせていただく場合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知いたしますので、その後に証券会社様を通じて本新株予約権の行使請求を行っていただくこととなります。

本件について例外的措置を希望する外国居住の株主様につきましては、まずは事前に当社の問い合わせ先（電話番号：044-738-2470）までお電話で相談ください。なお、当社の意向に係わらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約がある可能性がございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、事前に弁護士等にお問い合わせください。

12. 本新株予約権の買付け希望の投資家様について

新たに本新株予約権の買付けを希望される投資家様につきましては、まずは各自でお取引先証券会社までお問い合わせください。お取引先の証券会社で本新株予約権の買付けに係る取次業務を受付けていない場合には、当該業務を受付けている他の証券会社に新たに口座を開設し、お取引をしていただく必要があります。詳細につきましては、本日付で公表いたしました「ライツ・オフリング(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)に関するご説明(Q&A) (<http://www.syswave-hd.jp/ir>)」の「4 新株予約権の売買について知りたい」をご参照ください。

13. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) 最近3年間の業績

回次	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高 (千円)	1,736,758	1,525,139	1,321,272
経常利益 (千円)	△68,017	△84,557	△565,618
当期純利益 (千円)	△153,612	△295,658	△454,939
包括利益 (千円)	△153,612	△295,658	△453,351
純資産額 (千円)	1,389,542	1,093,883	662,009
総資産額 (千円)	1,500,485	1,220,747	1,371,596
1株当たり純資産額 (円)	4,836.99	3,807.81	2,104.06
1株当たり当期純利益 (円)	△534.72	△1,029.18	△1,525.88

(2) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当の方法による普通株式発行

発行期日	平成24年11月5日
発行株式数	普通株式27,000株
発行価格	1株につき3,400円
発行価額の総額	91,800,000円
資本組入額	1株につき1,700円
資本組入額の総額	45,900,000円
払込期日	平成24年11月5日
割当先	Greenfields Holdings Limited
発行時における当初の資金使途	① 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金 (第一回) 80,000千円 ② 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金 (第二回) 8,950千円
発行時における支出予定時期	① 平成24年11月 ② 平成25年1月
現時点における充当状況	① 平成24年11月 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金 (第一回) に充当 ② 平成25年1月 当社100%子会社による株式会社上武からの事業譲受代金 (第二回) 及び新上武 (株式会社上武から事業を譲り受けた当社100%子会社をいいます。以下同様。) の運転資金に充当

②第三者割当の方法による新株予約権発行

申込期日	平成24年11月 5 日
新株予約権の総数	410個（1個当たり100株）
発行価格	1個につき1,850円
当該発行による潜在株式数	41,000株
調達資金の額	140,158,500円 (内訳) 新株予約権の発行による調達額：758,500円 新株予約権の行使による調達額：139,400,000円
募集時における発行済株式数	304,023株
当該募集による潜在株式数	41,000株
割当先	Greenfields Holdings Limited
現時点における行使状況	41,000株
現時点における潜在株式数	0株
発行時における当初の資金使途	① 新上武の運転資金：25,000千円 ② インドネシアでの子会社設立費用：40,000千円 ③ インドネシアでの新規事業への投資資金：71,508千円
発行時における支出予定時期	① 平成24年11月～ ② 平成25年1月～平成26年3月 ③ 平成25年4月～平成26年3月
現時点における充当状況	① 平成25年4月 新上武の運転資金に充当 ② 平成25年5月 インドネシアでの子会社設立費用に充当

(3) 最近の株価の状況

①過去3年間の状況

	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期
始値(円)	2,252	1,770	4,800
高値(円)	3,000	6,300	6,850
安値(円)	1,141	1,210	2,112
終値(円)	1,790	4,660	3,645

②最近6カ月の状況

	平成24年 12月	平成25年 1月	2月	3月	4月	5月
始値(円)	4,650	4,015	3,965	3,600	3,575	6,100
高値(円)	4,745	4,230	3,995	4,120	7,910	13,200
安値(円)	3,730	3,510	3,455	3,370	3,575	5,700
終値(円)	4,065	3,950	3,665	3,645	6,180	6,560

③発行決議日前営業日における株価

	平成25年6月4日
始値(円)	7,200
高値(円)	7,350
安値(円)	6,800
終値(円)	7,190

以上

※ご注意

本書面（参考書面を含みます。）は、当社の第2回新株予約権の発行に関して一般に公表するための公表文であり、特定の者に宛てて投資勧誘を目的として作成されたものではありません。本新株予約権の行使、売買又は失権に係る投資判断につきましては、本書面及び平成25年6月5日付で関東財務局長宛提出の有価証券届出書（訂正がなされた場合には、その後の訂正を含みます。）（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）を熟読された上で、株主様又は投資家様自らの責任において行うことをご理解いただければと存じます（なお、本新株予約権に関する目論見書は作成・交付されておられません）。本書面には、当社又は当社グループの財政状態又は業績等についての見通し、予測、予想、計画又は目標等の将来に関する記載が含まれております。これらの記載内容は、本書面の作成時点における当社の判断又は認識に基づいておりますが、将来における実際の業績等は、様々な要因により、本書面に記載された見通し等と大きく異なる可能性がございますので予めご了承ください。

なお、本書面は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘ではありません。上記新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含む）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。

【ご参考】

第2回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称

株式会社シスウェーブホールディングス第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 本新株予約権の割当ての方法

平成25年6月14日（以下「株主確定日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対して、その保有する当社普通株式1株につき1個の割合で、本新株予約権を、新株予約権無償割当て（会社法第277条）の方法により割り当てる（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

3. 本新株予約権の総数

株主確定日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。

4. 本新株予約権無償割当ての効力発生日

平成25年6月17日

5. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は当社の普通株式2株とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権1個当たり5,000円とする。

② 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの財産の価額は、2,500円とする。

(3) 本新株予約権の行使期間

平成25年7月18日から平成25年8月14日までとする。

(4) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要しない。

(6) 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

6. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（2001年法律第75号。その後の改正を含む。以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けるこ

ととする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

7. 本新株予約権の行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

8. 本新株予約権の行使に際しての金銭の払込取扱場所

三井住友信託銀行株式会社 本店営業部

9. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、直近上位機関（当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関をいう。以下同様。）に対して、本新株予約権の行使を行う旨の申し出及び払込金の支払いを行う。
- (2) 直近上位機関に対し、本新株予約権の行使を行う旨を申し出た者は、その後これを撤回することができない。

10. 外国居住株主による本新株予約権の行使について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もない。外国に居住する株主は、本新株予約権の行使に関してそれぞれに適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、本新株予約権の行使請求取次の依頼日（ここでは口座管理機関が行使請求に要する事項の通知を行使請求受付場所に行う日とする。）の7営業日前までに、当該事項を証する資料を当社に提供し、かつ当該事項を当社が確認した旨の通知を、直近上位機関から行使請求受付場所に対する行使請求取次に関する通知がなされる日の前営業日までに、当社から当該株主宛に書面にて行った場合を除き、本新株予約権の行使について制限がなされる。

11. 振替機関

株式会社証券保管振替機構

12. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による本新株予約権無償割当てに係る届出の効力発生を条件とする。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は代表取締役社長に一任する。